

独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の公表について

「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)、「公務員制度改革大綱」(平成13年12月25日閣議決定)及び「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成14年4月26日閣議決定)に基づき、次のとおり公表します。

法人名:大学共同利用機関法人情報・システム研究機構

平成30年10月1日現在

役職	氏名	就任年月日	経歴
機構長	藤井良一	平成29年4月1日	昭和52年 8月 国立極地研究所助手 平成 4年 4月 名古屋大学助教授 平成 7年 8月 名古屋大学教授 平成17年 4月 名古屋大学太陽地球環境研究所長 平成21年 4月 名古屋大学理事・副総長 平成27年 4月 名古屋大学教授(平成28年3月まで) 平成28年 1月 情報・システム研究機構理事(非常勤) 平成28年 4月 情報・システム研究機構理事 平成29年 4月 情報・システム研究機構長(現在に至る)
理事	津田敏隆	平成29年4月1日	昭和52年 4月 京都大学工学部助手 昭和56年 4月 京都大学超高層電波研究センター助手 昭和62年 4月 京都大学超高層電波研究センター助教授 平成 7年 4月 京都大学超高層電波研究センター教授 平成12年 4月 京都大学宙空電波科学研究センター教授 平成16年 4月 京都大学生存圏研究所教授 平成16年 4月 京都大学生存圏研究所開放型研究推進部長兼務 平成17年 4月 京都大学生存圏研究所副所長 平成22年 4月 京都大学生存圏研究所所長 平成24年10月 京都大学副理事兼務(平成28年9月まで) 平成25年 5月 京都大学国際高等教育院副教育院長兼務(平成29年3月まで) 平成28年 4月 京都大学生存圏科学系教授(平成29年3月まで) 平成29年 4月 情報・システム研究機構理事(現在に至る)

理事	桂 勲	平成25年4月1日	昭和48年 4月 スイス国バーゼル大学生物学研究センター助手 昭和51年 4月 東京大学理学部生物化学教室助手 昭和63年 4月 東京大学教養学部生物学教室助教授 平成 3年12月 国立遺伝学研究所遺伝情報研究センター教授 平成 8年 5月 国立遺伝学研究所構造遺伝学研究センター教授(平成21年3月まで) 平成18年 4月 情報・システム研究機構国立遺伝学研究所副所長兼務(平成21年3月まで) 平成22年 1月 総合研究大学院大学学長付教授(非常勤) 平成24年 4月 総合研究大学院大学学長特別補佐併任 平成24年 7月 総合研究大学院大学学融合推進センター特任教授 平成24年12月 情報・システム研究機構国立遺伝学研究所長(現在に至る) 平成25年 4月 情報・システム研究機構理事(現在に至る)
理事	小池良高	平成29年4月1日	昭和54年 3月 東京農工大 昭和59年11月 文部省 平成10年 4月 国立極地研究所会計課長 平成12年 4月 文部省学術国際局国際企画課教育文化交流室人物交流専門官 平成13年 1月 文部科学省研究振興局量子放射線研究課加速器科学専門官 平成15年 1月 文部科学省研究振興局振興企画課学術企画室室長補佐 平成17年 4月 文部科学省大臣官房国際課課長補佐 平成21年 4月 東京海洋大学総務部長 平成23年 4月 文部科学省研究開発局海洋地球課極域科学企画官(平成26年3月まで) 平成26年 4月 人間文化研究機構事務局長(平成29年3月まで) 平成29年 4月 情報・システム研究機構理事・事務局長(現在に至る)
監事	鈴木久敏	平成28年4月1日	昭和51年 4月 東京工業大学助手 昭和63年 4月 筑波大学助教授 平成 5年 4月 筑波大学教授 平成13年 4月 筑波大学大学院ビジネス科学研究科長 平成14年 4月 筑波大学企画調査室長 平成16年 4月 筑波大学大学院ビジネス科学研究科長 平成18年 4月 筑波大学大学研究センター長 平成21年 9月 筑波大学理事・副学長(総務・人事担当) 平成24年 4月 筑波大学理事・副学長(学生担当)(平成25年3月まで) 平成25年 6月 (独)科学技術振興機構研究開発戦略センター特任フェロー 平成26年 4月 (独)科学技術振興機構研究開発戦略センターフェロー(平成27年3月まで) 平成27年 7月 情報・システム研究機構監事(非常勤) 平成28年 4月 情報・システム研究機構監事(現在に至る)

「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)Ⅲ-4-(2)(抄)

- ニ 各独立行政法人等(独立行政法人等情報公開法の対象法人)の役員について、当該法人は、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員について、退職公務員及び当該独立行政法人等の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものをとりまとめる。

「公務員制度改革大綱」(平成13年12月25日閣議決定)Ⅱ-3-(2)-⑥(抄)

- ア 各独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)の対象法人)の役員について、当該法人は、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員について、退職公務員及び当該独立行政法人等の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものをとりまとめる。

「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成14年4月26日閣議決定)6(抄)

- (4) 法人は、その役員に就いている退職公務員の状況を公表するとともに、その子会社又は一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況を把握し、公表するよう努めていること。